

新宿区景観まちづくり計画等改定 検討体制表 (案)

	役割		進め方	構成
景観まちづくり 審議会	・小委員会からの意見を踏まえてとりまとめた検討案について審議する。		・会議形式（事務局からの報告に対する質疑応答、意見等）	・学識委員 8 名 ・区民委員 8 名 ・区職員 1 名（都市計画部長）
景観まちづくり 審議会小委員会	・必要に応じて開催。		・会議形式（事務局からの報告に対する質疑応答、意見等）	・審議会委員より選出（学識委員 5 名、区民委員 4 名）
景観計画検討 小委員会	・事務局が報告する改定の方向性や改定内容、検討案等について意見する。 ※令和 2 年度は改定の方向性を示す。			・審議会委員より選出
ワーキング グループ	・景観計画及びガイドライン改定に向けた調査等を行い、検討案を作成する。	・エリア別景観形成ガイドラインの一部を担当 →現地調査の実施 →修正案の作成 ※最終的な調整等は事務局・コンサルタントが担当	【検討事項】 ・担当するエリアは、大きな変化が見込まれる（全面的な改定が必要な）エリアのみとするか？ ・分担するエリアは地区別、またはテーマ別に分けるか？	【検討事項】 ・研究室単位のチームとするか、混成チームとするか ・他大学からも参加者を募るか
コンサルタント		・主に景観計画およびエリア別以外のガイドラインを担当 →改定内容の検討 →改定案の作成		
事務局（景観・まちづくり課）		・審議会及び小委員会へ報告を行う		
地域住民	・改定素案に対して、意見・提案を行う。		・改定地区（エリア）ごとに地域説明会を開催 ・パブリックコメントを実施	・自由参加